

ご自由にお取りください

しずおかし がんガイドブック

がんと向き合うあなたへの道案内



しずおかし がんガイドブック

発行年月 令和4年3月

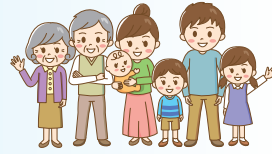
編集・発行 静岡市 保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健衛生医療課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL : 054-221-1549 FAX : 054-221-1162

静岡県はガーベラの生産量が日本一。
市内でも約100種類のガーベラが1年を通して生産されています。
ガーベラの花言葉は『希望』『前進』など。

静岡市 令和4年3月

はじめに

2人に1人がかかるといわれているがんでも、まさか自分や家族がかかるなんて…
どうしよう…



「しずおかし がんガイドブック」はそんな

あなたやご家族の心に寄り添い、たとえがんにかかったとしても生涯を通じて自分らしく生きることができる社会の実現を目指し静岡市内にある相談窓口、医療費や生活費の支援制度などがんと診断された方に役立つ情報を1冊にまとめたものです。このガイドブックが、あなたのお役に立てば幸いです。

第1期 静岡市がん対策推進計画（令和3年3月策定）

基本理念

『全ての市民が、がんに対する意識を高め、がんに向き合い、がん患者とその家族の心に寄り添うことができ、たとえがんにかかったとしても生涯を通じて自分らしく生きることができる社会の実現』

もくじ

総合
相談

I 全般的な相談について

1 治療や生活全般について相談したい	1
(1) がん相談支援センター	
(2) 患者会	
(3) その他の相談先	

治療

II 治療について

1 治療について知りたい	4
(1) 手術	
(2) 薬物療法	
(3) 放射線治療	
2 納得して治療を受けたい（セカンドオピニオン）	5
(1) セカンドオピニオンを聞く方法	
(2) 費用	
(3) 対応している病院	
3 痛みやつらさを和らげたい（緩和ケア）	6
(1) 具体的な対応例	
(2) 対応している病院	

生活

III 生活について

1 医療費や生活費が心配	7
(1) 相談する	
(2) 支援を受ける（高額療養費制度など）	
2 仕事と治療を両立したい	15
(1) 相談する	
(2) 支援を受ける	
(3) 情報を調べる	
3 子育てと治療を両立したい	17
(1) 相談する	
(2) 支援を受ける	
(3) 情報を調べる	
4 自宅で療養したい	19
(1) 自宅で療養するための準備	
(2) 相談する	
(3) 支援を受ける	
(4) 情報を調べる	
(5) 自宅での緩和ケア	
(6) 自宅での療養が難しくなったとき	
5 外見の変化を補いたい	21
(1) 相談する	
(2) 支援を受ける	
6 快適な生活を送りたい	22
(1) 相談する（①食事 ②排泄 ③睡眠）	

小児～
若年

IV 小児～若年（AYA）世代のがんについて

1 小児～若年（AYA）世代のがんへの対応方法を知りたい	23
(1) 相談する	
(2) 支援を受ける	
(3) 情報を調べる	

支え
合い

V 同じ経験を持つ方同士の支え合いについて

1 同じ経験を持つ方やご家族と話したい	25
(1) 相談する	
(2) 交流の場（患者サロン）	

参考
情報

参考情報

1 がんについてもっと知りたい方へ （参考ウェブサイト・冊子など）	27
2 公的病院等	29
3 相談先一覧	31
4 支える制度一覧	37

※電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。

I 全般的な相談について

1 治療や生活全般について相談したい

がんの診断や治療、医療費のこと、仕事と治療の両立、ご家族のことなどについて知りたいとき、不安でたまらないとき、様々な相談に対応してくれたり、情報を提供してくれたりする窓口があります。その病院にかかっていなくても、無料※1で相談できます（P2上）。相談内容をご本人の了解なしに担当医などに伝えることはありません。また、がん経験者が相談に応じる患者会もあります（P2下）。

がんと診断された私。
これから抗がん剤を使って
がんを小さくしてから
手術でとるとの説明を受けました。

ええ、なんで私が…
抗がん剤！？手術！？…
私どうになってしまうの。
どうしよう…どうしよう…



ひとりで不安や悩みを抱え込まないで！
まずは がん相談支援センター（P2上）に
相談するといいですよ。
どなたでも無料※1で「診断や治療、医療費のこと、
不安な気持ち」など幅広く相談できます。
自分のかかっている病院でなくても大丈夫！
直接会ってでも電話でも相談できますよ。

他にもがん経験者が相談にのってくれたり（P2下）
気軽に電話で相談できたりしますよ（P3）。



専門職 (1) がん相談支援センター

看護師、ソーシャルワーカーなどの相談員が相談に応じます。

どなたでも

（患者さん・ご家族はもちろ
んのこと、**病院にかかっ
ていなくても**、地域の方で
も**大丈夫**）

どんなことでも

（診断や治療、医療費の
こと、仕事と治療の両立、
ご家族のこと、不安な気
持ちなど（一部例外あり）

無料※1

（通話料、通信
料を除く）

医療機関	受付時間	連絡先
静岡県立総合病院 （がん相談支援センター）	月～金曜日 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く）	葵区北安東4-27-1 247-6111（代表）
静岡市立静岡病院 （がん相談支援センター）	月～金曜日 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）	葵区追手町10-93 253-3125（代表）
静岡県立こども病院 （小児がん相談室）	月～金曜日 9:00～16:30 （祝日、年末年始を除く）	葵区漆山860 247-6278（直通）
静岡赤十字病院 （がん相談支援センター）	月曜日 9:00～13:00、 14:00～16:00 火曜日 14:00～16:00 水～金曜日 9:00～13:00 （病院休診日を除く）	葵区追手町8-2 254-4311（代表）
静岡済生会総合病院 （地域医療センター）	月～金曜日 8:30～17:15 （祝日を除く）	駿河区小鹿1-1-1 280-5038（直通）

がん
経験者 (2) 患者会※2

がん経験者が相談に応じます。

患者会	対象者	電話番号・ホームページURL	
あけぼの静岡	乳がん患者 と家族	248-1690 https://www.akebono-net.org/	
ほほえみの会	小児がん患 者の家族	247-9560 http://hohoeminokai.net/	
Talk space	全がん患者 と家族	090-2130-5958 https://talkspace.jimdofree.com/	

※1 内容が専門的になる場合は費用負担が生じることがあります。

※2 静岡市がん対策推進協議会委員経験者が代表を務める会
掲載内容は令和4年1月1日時点のものであり、変更される可能性があります。
利用前に各相談先にご確認ください。

(3) その他の相談先

無料（通話料、通信料は利用者負担）で相談できます。

- ① ・がんについてどこに相談したらいいのかわからないとき
・病院を紹介してほしいとき※1

◆がん情報サービスサポートセンター がん電話相談

TEL 0570-02-3410（ナビダイヤル）、03-6706-7797

受付時間 平日（土日祝日、年末年始を除く）10時～15時

相談時間 原則20分以内

（出典 国立がん研究センターがん情報サービス）



◆がん情報サービスサポートセンター がんチャット相談

https://ganjoho.jp/public/institution/consultation/support_center/guide.html

受付時間 平日12時～15時（土日祝日、年末年始を除く）

相談時間 原則20分以内

登録不要、匿名で相談可能

（出典 国立がん研究センターがん情報サービス）



- ② がんの治療や副作用、仕事やお金のことなどについて相談したいとき、不安で仕方ないとき

◆日本対がん協会 がん相談ホットライン

TEL 03-3541-7830

受付時間 毎日（祝日、年末年始を除く）10時～13時、15時～18時 予約不要
※時間は変更になる場合があります。ホームページでご確認ください。

（出典 日本対がん協会ホームページ）



- ③ 仕事とがんの治療について相談したいとき

◆日本対がん協会 社会保険労務士による「がんと就労」電話相談（予約制）

https://www.jcancer.jp/consultation_and_support/work_support

相談方法 上記URLから事前予約をし、案内された専用ダイヤルに電話して相談する

相談時間 40分

（出典 日本対がん協会ホームページ）



- ④ 医療に関してどこに相談してよいかわからないとき、 

◆静岡市医療安全支援センター「ほっとはあと」

TEL 209-0311

受付時間 平日（土日祝日、年末年始を除く）9時～12時、13時～16時

※1 病院の紹介は、全国のがん診療連携拠点病院（全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、厚生労働大臣が指定した病院）が中心です。

II 治療について

1 治療について知りたい

がん治療は主に手術、薬物療法、放射線治療の3つがあります。がんの種類や進行度に合わせて、2つ以上を組み合わせることも実施することもあります。



(1) 手術

がんを外科的に切除します。内視鏡手術など、患者さんの負担を少なくできる場合もあります。また、近年はロボット手術の保険適用が進んでいます。

(2) 薬物療法

薬を用いて治療を行います。細胞障害性抗がん剤、内分泌療法薬（ホルモン療法薬）、分子標的薬などがあります。副作用はある程度予想することができますので、対処の方法を知っておけば、症状を軽くすることができる場合が多いです。

(3) 放射線治療

放射線のがんに当てることにより、がん細胞を破壊してがんを消滅させたり小さくしたりします。

治療は、がんの種類や進行度（病期）、これまで受けた治療などにより異なります。まずは、担当医などによくご相談ください。インターネットなどで情報を集める際には、信頼できる情報であることを確認いただくことが大切です。

がん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

（出典 国立がん研究センターがん情報サービス）

国立がん研究センターが運営する公式サイトです。部位別のがんの解説や治療、生活、制度など、「確かな」「わかりやすい」「役に立つ」がんの情報が閲覧できます。また、がんに関する様々な冊子・資料が入手できます。



口腔ケア

手術の前や薬物療法、放射線治療を受ける場合に、口の中を清潔に保つことで、肺炎などの術後感染をはじめとする合併症を予防できることが明らかになってきました。がん治療を受ける際は、歯科医師や歯科衛生士による口腔ケアも受けるとよいでしょう。


がんゲノム医療

遺伝子情報に基づき、個人の体質や病状に合わせて治療などを行う医療のことです。近年、がんゲノム医療を受けられる体制づくりが進められています。

2 納得して治療を受けたい（セカンドオピニオン）

セカンドオピニオンとは、納得して治療を受けるために、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に求める「第2の意見」です。

(1) セカンドオピニオンを聞く方法

- ① 担当医の診断と治療方針などを聞き、よく理解しましょう。
- ② 現在の担当医の診断と治療方針などを理解した上で、セカンドオピニオンを聞きたいという希望を担当医に伝えて、紹介状や検査データなどの準備をお願いします。
- ③ 希望先の医療機関のセカンドオピニオン外来に申し込みましょう。
- ④ なぜセカンドオピニオンを聞きたいのか・疑問・不安など、事前にまとめておいた聞きたいことや自分の希望を伝えましょう。
- ⑤ セカンドオピニオンを聞いた後は、現在の担当医に報告して、今後のことを相談しましょう。

(2) 費用

セカンドオピニオンは医療保険が適用されないため、医療機関により費用が異なります。
市内の病院では、5,500円～11,000円/30分又は1回が多いです。
受診前に各医療機関にご確認ください。

(3) 対応している病院

公的病院等 P29のとおり
その他病院 インターネット上で、医療ネットしずおか（P28）や静岡県あなたの街のがんマップ（P28）で検索できます。

3 痛みやつらさを和らげたい（緩和ケア）

緩和ケアとは、療養生活の維持向上のため、患者さんの体や心、社会的なつらさを和らげることで、がんが診断されたときから始まります。
なお、緩和ケアは、ご家族のつらさも和らげることができます。
自宅でも入院や通院治療の病院でも受けられます。
担当医や看護師、薬剤師、ソーシャルワーカー、心理士、栄養士、理学療法士などからなる緩和ケアチームが協力して支援します。

(1) 具体的な対応例

- ・ **痛み** →主に痛みの程度や頻度に応じた痛み止めを使って和らげます。
我慢せず、いつから、どのあたりが、どの程度、どんなときにどのように痛かったのかを伝えましょう。
- ・ **心のつらさや不安**
→担当医、緩和ケアチーム、がん相談支援センター（P2）などに相談しましょう。
- ・ **治療や生活の問題**
→がん相談支援センター（P2）や各病院の相談窓口などに相談しましょう。
- ・ **脱毛**したとき →P21
- ・ **味覚やにおいの感じ方が変化**したとき →P22

(2) 対応している病院

公的病院等 P29のとおり
その他病院 インターネット上で、医療ネットしずおか（P28）や静岡県あなたの街のがんマップ（P28）で検索できます。

Ⅲ 生活について

1 医療費や生活費が心配

医療費の負担を軽くする制度や生活費を支援する制度などがあります。それぞれの制度には要件がありますので、利用できる制度について相談してみましょう。



(1) 相談する

がん相談支援センター（P2）

(2) 支援を受ける 支援制度一覧はP37-42をご覧ください。

① 医療費等の負担を軽くしたい

◆高額療養費制度・限度額適用認定証

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1か月（暦の月単位）で右表の上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます（入院時の食事負担や差額ベッド代などは対象外）。

過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から上限額が下がります。

事前に「**限度額適用認定証**」を提示すると、自己負担限度額のみので窓口負担で済みます^{※1}（マイナンバーカードの健康保険証利用ができる医療機関・薬局での事前提示及び70～74歳の現役並み所得Ⅲと一般の方は事前提示不要です）。

通常の場合

自己負担の上限額 後日還付

一旦全額を病院窓口で支払い
後日還付される
(全額を用意する必要がある)

限度額適用認定証を提示した場合

自己負担の上限額

自己負担の上限額まで
病院窓口で支払う

加入している公的医療保険

問い合わせ先

国民健康保険の場合は、市各区保険年金課
葵区 221-1070 駿河区 287-8621 清水区 354-2141

※1 外来・入院分の合算、世帯合算、多数回該当の適用については、加入している公的医療保険への事後申請が必要です。

詳しくは加入している公的医療保険にお問い合わせください。
掲載内容は一例です。

69歳以下の方 区分	ひと月の上限額（世帯ごと）	
	～3回 ^{※2}	4回目 ^{※2} ～
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書所得901万円超	252,600円 + (医療費－ 842,000円) × 1%	140,100円
年収約770～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：旧ただし書所得600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費－ 558,000円) × 1%	93,000円
年収約370～約770万円 健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：旧ただし書所得210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費－ 267,000円) × 1%	44,400円
～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書所得210万円以下	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の方 区分		ひと月の上限額		
		～3回 ^{※2}		4回目 ^{※2} ～
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)	
現役並み所得	Ⅲ	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費－ 842,000円) × 1%	140,100円
	Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万円～79万円 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 + (総医療費－ 558,000円) × 1%	93,000円
	Ⅰ	年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万円～50万円 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 + (総医療費－ 267,000円) × 1%	44,400円
一般		年収156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満など	18,000円 (年144,000円)	57,600円 44,400円
住民税非課税世帯等	Ⅱ	住民税非課税世帯		24,600円
	Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※2 過去12カ月以内に上限額に達した回数

出典 「高額療養費制度を利用される皆さまへ（平成30年8月診療分）」（厚生労働省）(https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf) を加工して作成

◆子ども医療費助成

子どもが入院・通院したときの保険診療による医療費の一部が助成されます。



対象者	0歳～18歳までの静岡市に住所がある方 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (健康保険に加入していない方、重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちの方、生活保護受給世帯の方を除く)
内容	助成対象 次の自己負担額を除く 保険診療の自己負担分(院外処方箋による薬代を含む)
	自己負担額 入院：負担金なし。ただし、食事療養費は対象外。 通院：0～1歳の誕生月の末日までは負担金なし。 1～18歳までは1回500円 (500円未満の場合はその額)
手続き	<p>①「子ども医療費受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給者証交付申請書(市各区福祉事務所 子育て支援課にて配布) 健康保険証(子どもの氏名が記載されているもの) <p>②医療機関を受診するときに、「子ども医療費受給者証」「健康保険証」を窓口へ提示する。 「子ども医療費受給者証」を提示しなかったときなどは、受診された月の翌月から12カ月以内に払い戻しの申請が必要です。</p>
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/744_000040.html
問い合わせ先	市各区福祉事務所 子育て支援課(給付係) 葵区 221-1093 駿河区 287-8674 清水区 354-2120



◆母子家庭等医療費助成

ひとり親家庭などで20歳までの子を養育している家庭の保険診療による医療費の自己負担が助成されます。



対象者	0歳～20歳までの子を養育している方で、次のいずれかの条件にあてはまり所得税が課税されていない家庭* ・ひとり親家庭 ・両親もしくは片親が重度の障害者の家庭 ・両親のいない子のいる家庭 ※扶養している子の人数や年齢などによって、課税世帯であっても助成対象となる場合があります。
内容	助成対象 保険診療の自己負担分 (入院時食事療養費の標準負担額は対象外)
手続き	<p>①「母子家庭等医療費受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の預金通帳又はキャッシュカード 申請者と対象の子の健康保険証 児童扶養手当証書(児童扶養手当を受けている方) その他 <p>②医療機関を受診するときに、「母子家庭等医療費受給者証」「健康保険証」を窓口へ提示する。 「母子家庭等医療費受給者証」を提示しなかったときなどは、払い戻しの申請が必要です。</p>
詳細URL	https://shizuoka-city.mamafre.jp/archives/service/hitorioya-katei-iryohi/
問い合わせ先	市各区福祉事務所 子育て支援課(給付係) 葵区 221-1093 駿河区 287-8674 清水区 354-2120 蒲原出張所 385-7790



◆重度心身障害者医療費助成

一定の要件を満たす障害のある方を対象に、医療保険の医療費及びその薬代などの助成をする制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1 級、2 級の方及び内部障害 3 級の方 療育手帳 A の方 特別児童扶養手当 1 級受給資格者 重度心身障害児扶養手当受給資格者のうち、所得制限により特別児童扶養手当支給停止の方 療育手帳 B、身体障害者手帳 3 級いずれか一方のうち、6 歳以下の小学校就学前の方 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 精神障害者保健福祉手帳 2 級のうち 6 歳以下の小学校就学前の方 	
内容	助成対象	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険診療自己負担分の医療費 健康保険適用の薬代 医療保険による訪問看護基本利用料
	自己負担額	1 か月 1 医療機関につき 500 円。 (医療機関窓口で保険診療による自己負担分を支払う →概ね 3 カ月後に登録された口座に、保険診療分から月 500 円を差し引いた分が入金される)
手続き	<p>①「重度医療受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 健康保険証 申請者名義の金融機関通帳の写し マイナンバー（個人番号）の分かる書類（世帯全員分） <p>②医療機関を受診するときに、「重度医療受給者証」「健康保険証」を窓口へ提示する。 「重度医療受給者証」を提示しなかったときなどは、払い戻しの申請が必要です。</p>	
詳細 URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003154.html	
問い合わせ先	市各区福祉事務所 障害者支援課（支援係） 葵 区 221-1099 駿河区 287-8690 清水区 354-2106 蒲原出張所 385-7790	



◆小児慢性特定疾病医療費助成

国の指定する慢性疾病にかかっている児童など（18歳未満）で、疾病の状態が対象基準を満たす場合、医療費の一部が助成されます。



対象者	悪性新生物などの慢性疾病にかかっている18歳未満の児童で、疾病の状態が対象基準を満たす方	
内容	助成対象	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険診療の自己負担分 入院時食事療養費（標準負担額の 1 / 2） 訪問看護ステーションを利用した場合の基本利用料相当分 院外処方による薬局での保険調剤の自己負担分 ※医療受給者証に記載された指定医療機関に限り、助成を受けることが可能。
	自己負担額	所得及び疾病の状態により 0 円～15,000 円/月
手続き	<p>①「医療受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 小児慢性特定疾病医療費意見書 同意書 保険証の写し（国民健康保険及び国民健康保険組合の場合は、住民票上の世帯全員分） 市民税・県民税課税証明書（市民税県民税非課税（国民健康保険の方除く）又は国民健康保険組合の場合） 小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書についての同意書 個人番号（マイナンバー）を確認する書類 申請書を提出する人の身分を確認する書類 <p>②医療機関を受診するときに、「医療受給者証」「健康保険証」「上限額管理票」を窓口へ提示する。 「医療受給者証」を提示しなかったときなどは、払い戻しの申請が必要です。</p>	
詳細 URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003580.html	
問い合わせ先	市保健所 保健予防課（医療援護係） 249-3170	



② 生活費を支援してほしい

◆傷病手当金

全国健康保険協会、健康保険組合などの被保険者が会社を休んだ日が連続して3日間あり、4日目以降も休んだとき、給与の支払いがない又は支払額が傷病手当よりも少ないときに手当金が受け取れます。



対象者	次の4つすべてを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・業務外の事由による疾病の療養のための休業である ・就業が不可能である ・連続する3日間を含み4日以上就業できなかった ・休業期間について給与の支払いがない（支払額が傷病手当金の額より少ない場合は差額の支給を受けられる）
問い合わせ先	加入している公的医療保険

◆生活福祉資金貸付制度

低所得、障害者、高齢者世帯などの方が、日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる費用の貸付を受けられます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯や介護を要する高齢者世帯 ・障がいをもつ方のいる世帯 ・離職し、収入が減ってしまった世帯 ・教育費、医療費が必要な世帯 ※他制度による貸付などを利用できる場合は他制度優先
問い合わせ先	市社会福祉協議会 各区地域福祉推進センター 葵区 249-3210 駿河区 286-9550 清水区 371-0305

◆生活保護制度

生活に困っている方が、精一杯の努力をしても生活できない時、最低限度の生活を保障し、自分自身の力で生活できるよう援助します。生活保護費は、担当者が、保護を受けようとする人の生活状況や資産状況などを調査した上で、国が決められている基準に基づいて計算されます。

対象者	次のような努力をしても、なお生活できない方 <ul style="list-style-type: none"> ・働ける能力がある方は能力に応じて働くこと ・財産で利用できるものを生活のために利用すること ・ほかの法律や制度で受けられる給付を受けること
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003047.html
問い合わせ先	市各区福祉事務所 生活支援課 葵区 221-1084 駿河区 287-8617 清水区 354-2103



◆障害年金

保険料納付要件を満たす方が一定の障害状態になったときに受け取れます（非課税）。

（永久人工肛門、尿路変更術、新膀胱造設、喉頭全摘出、在宅酸素療法、治療の副作用による倦怠感・体重減少などの全身衰弱など）

対象者	次の3つすべてを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金・厚生年金保険の被保険者期間中などに、障害の原因となる疾病の初診日がある方 ・障害認定日に一定の障害状態の方又は障害認定日後に重症化し一定の障害状態になった方 ・初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの一定期間の保険料を納付された方など
問い合わせ先	（基礎年金）市各区保険年金課 葵区 221-1065 駿河区 287-8624 清水区 354-2134 ※初診日が国民年金第3号被保険者期間の場合は、年金事務所となります。 （厚生年金）年金事務所 静岡 203-3707 清水 353-2233 街角の年金相談センター 駿河区南町18-1 2階

◆身体障害者手帳

身体に障害のある方がこの手帳の交付を受けることで、日常生活用具の給付の助成や交通機関の運賃割引など各種サービスを受けやすくなります。

対象者	身体に一定の障害があると認められた方
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003102.html
問い合わせ先	市各区福祉事務所 障害者支援課 葵区 221-1099 駿河区 287-8690 清水区 354-2106



2 仕事と治療を両立したい

20歳から64歳でがんと診断される方が増えています。また、がん医療の進歩などにより、働きながらかん治療が受けられる可能性が高まっています。ここでは、両立するための相談先や受けられる支援を紹介します。

「周りに迷惑をかけるから」とすぐに仕事を諦めることなく、相談先や支援を活用し、正しい知識を職場やご家族と共有して、仕事と治療を両立する方法を検討しましょう。



(1) 相談する

① 両立支援について相談したいとき

◆がん相談支援センター (P2)

(県立総合、市立静岡、県立こども、静岡赤十字、静岡済生会病院)

② 静岡産業保健総合支援センターや③ ハローワーク静岡と連携し、治療と仕事の両立支援・就労支援などに関する相談を受け付けています。

② 仕事と治療の両立について勤務先と考えていきたいとき

◆静岡産業保健総合支援センター TEL 205-0111 (代表)

葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階

<https://www.shizuokas.johas.go.jp/>

仕事と治療の両立支援のための専門の相談員が、患者さんと事業者の間の調整支援や関係者からの相談に対応します。

雇用主からの相談にも対応し、両立支援の環境整備などを支援します。

③ 就職・雇用保険給付について相談したいとき

◆ハローワーク静岡 TEL 238-8609 駿河区西島235-1

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hw/hw-annai/map_shizuoka.html

相談者ご本人と病院側、事業者側からの意見を基に就労支援や雇用保険給付の相談などに対応します。

④ その他労働相談をしたいとき

◆静岡労働局 総合労働相談コーナー TEL 252-1212

葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

労働問題に関する情報提供や個別相談、労働紛争の未然防止のための助言や指導、専門家のあっせんなどを実施します。

◆労働相談

https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000092.html

昼間は忙しくて相談窓口に行けない方、お勤め帰りに相談したい方のため、社会保険労務士が相談に応じます。

原則毎月第2、3、4水曜日 18時～、19時～、20時～ (予約制)



(2) 支援を受ける

① 患者さん向け 支援制度一覧はP37-42をご覧ください。

◆傷病手当金 (詳細はP13)

全国健康保険協会、健康保険組合などの被保険者が会社を休んだ日が連続して3日間あり、4日目以降も休んだとき、給与の支払いがない又は支払額が傷病手当よりも少ないときに手当金が受け取れます。

問い合わせ先 加入している公的医療保険

② 雇用主向け

◆治療と仕事の両立支援助成金 (令和3年度版)

【環境整備コース】事業者が新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に費用が助成されます。

【制度活用コース】事業者が、両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に費用が助成されます。

問い合わせ先 独立行政法人労働者健康安全機構 TEL 0570-783046

◆人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)

雇用主が、雇用管理制度の導入などによる雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ場合に助成されます。

問い合わせ先 静岡労働局 TEL 271-9970

(3) 情報を調べる

◆仕事とがん治療の両立 お役立ちノート

冊子版 : https://www.ncc.go.jp/jp/ncce/division/supportive_care_center/consultation/020/index.html

サイト版 : <https://tomonihataraku.jp/fukki/prologue/>
(出典 国立がん研究センター東病院)

現状の整理から会社への伝え方、支援制度などが1冊にまとまっています。

◆治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

(出典 厚生労働省ホームページ)

治療しながら働く人を応援する情報がまとまっています。

◆がんと仕事のQ&A第3版

https://ganjoho.jp/data/public/qa_links/brochure/cancer-work/cancer-work.pdf

(出典 国立がん研究センターがん情報サービス)

体験者の声、コラムなどが掲載されています。

他の患者さんの工夫を知ることができます。



ヘルプマーク 外見からは分からなくても周囲から援助や配慮が必要であることを知らせるマークです。区役所などで受け取れます。



配布場所は市ホームページをご覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/472_000083.html



3 子育てと治療を両立したい

子育てと治療の両立を応援するための相談先や支援があります。ひとりで抱えず、まずは相談してみましょう。



(1) 相談する

◆がん相談支援センター (P2)

(県立総合、市立静岡、県立こども、静岡赤十字、静岡済生会病院) お子さんへの病気の伝え方や子育てと治療の両立など、子育て中の特有の悩みについても相談できます。

(2) 支援を受ける

① 子どもを預けたい

◆ファミリー・サポート・センター

子どものこども園・幼稚園などへの送迎や預かりなどをお願いできます。子育ての「援助を受けたい人(おねがい会員)」と「援助を行いたい人(まかせて会員)」が会員となり、有償で助け合う会員組織です。

内容	利用料金	600円～800円/時間	
手続き	会員登録(無料)が必要		
詳細URL	https://www.shizuoka-shakyo.or.jp/kosodate/fami-suppo/		
問い合わせ先	静岡市ファミリー・サポート・センター 静岡事務局 254-2283 清水事務局 355-3333		

◆中央子育て支援センターの一時預かり

	静岡(札の辻ビル3階)	清水(清水テルサ1階)
対象者	2カ月～就学前までのお子さん	
内容	利用料金	3歳未満 600円/時間 3歳以上 500円/時間 ※利用時間により割引あり
	保育時間	800円/時間、 4,000円/日 ※月単位での保育あり
	月～金 7:00～23:00、 土日祝日 8:00～20:00 (1月1日～1月3日を除く)	7:00～21:30 (12月29日～1月3日を除く)
問い合わせ先	254-2287	355-3311

◆こども園、保育園等での一時預かり 各こども園

◆子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気などで子どもを養育することが困難な場合などに、7日間を限度として子ども又は母子が一時的に施設に入所できます。

問い合わせ先	市各区福祉事務所 子育て支援課(家庭児童相談係) 葵区221-1096 駿河区287-8675 清水区354-2429
--------	--

② 家事や育児をサポートしてほしい

◆子育て支援ヘルパー派遣事業

妊娠中の方や1歳未満の子、2人以上の3歳未満の子を養育する家庭が、家事や育児をすることが困難で、ほかに家事や育児を行う人がいない場合に、家事や育児の援助を受けられます。

対象者	1人を養育する場合 1歳の誕生日の前日まで 2人以上を養育する場合 3歳の誕生日の前日まで		
内容	家事		・食事の準備及び後片付け・衣類の洗濯、補修 ・居室などの掃除、整理整頓・生活必需品の買い物など
	育児		・授乳・おむつ交換・もく浴介助 ・適切な育児環境の整備・その他
利用料金	900円/時間		
手続き	事前登録が必要		
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/744_000041.html		
問い合わせ先	市各区福祉事務所 子育て支援課(家庭児童相談係) 葵区 221-1096 駿河区 287-8675 清水区 354-2429		

③ 子どもにかかる諸費用を支援してほしい 支援制度一覧はP37-42

◆就学援助制度

経済的な理由でお困りの方へ、お子さんが小・中学校に通学するにあたり、学用品費、給食費などの一部が援助されます。

対象者	市内に居住し、公立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次のどちらかに該当する方 ・生活保護を受けている方 ・経済的にお困りの方で同居の家族全員の年間収入の合計金額から社会保険料などを引いた額が、市が定める認定基準以下の方		
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006121.html		
問い合わせ先	各小学校・中学校		

◆子ども医療費助成 (P9)

◆母子家庭等医療費助成 (P10)

(3) 情報を調べる

◆子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」

<https://shizuoka-city.mamafre.jp/>
子育て支援制度やイベント情報など、子育て関連情報が満載のホームページです。

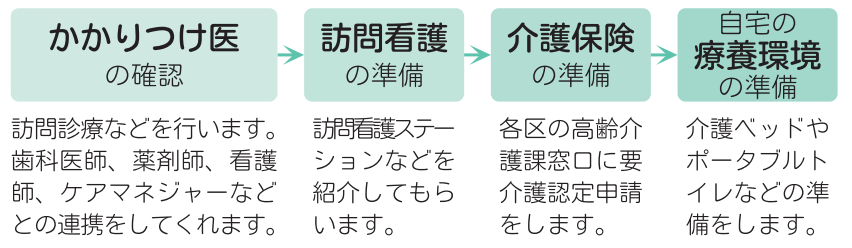


4 自宅で療養したい

入院治療が長引く場合、多くの方が「家に帰りたい」と思うのではないのでしょうか。最近では在宅医療や介護サービスによって住み慣れた家で安心して療養生活を送ることができるようになってきています。自宅は住み慣れた環境で自分らしく療養できるメリットがある一方で、在宅医療や介護サービス提供者を含む周りの方の協力が必要であったり、容体が急変したときに医療者が近くにいなかったりするデメリットもあります。どこで療養するのがよいか、ご家族や相談先とよく相談し、必要に応じて支援を活用しながら、自分らしく療養できる環境を整えましょう。



(1) 自宅で療養するための準備



(2) 相談する


がん相談支援センター（P2）、病院の医師・看護師・医療相談室、かかりつけ医、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域包括支援センター（高齢者の相談窓口 P33、34）など

(3) 支援を受ける 支援制度一覧はP37-42をご覧ください。

① 40歳以上の方

◆介護保険


介護が必要な程度に応じて、1～3割の自己負担で介護サービス（訪問介護、福祉用具のレンタル・購入など）を受けられます。

対象者	・65歳以上・40～64歳でがんなどが原因で介護などが必要な方
内容	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具のレンタル・購入、住宅改修など
手続き	ご本人又はご家族が申請→訪問調査員による調査→審査→認定→要介護度に応じケアプランを作成→サービス利用
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000029.html 
問い合わせ先	市各区福祉事務所 高齢介護課 葵区 221-1180 井川支所 260-2211 駿河区 287-8679 清水区 354-2110 蒲原出張所 385-7790

② 40歳未満の方

◆若年がん患者等在宅療養支援事業補助

訪問介護や福祉用具のレンタル・購入などの費用の一部が助成されます。

対象者	①利用者（次のすべてを満たす方） <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用時に市内に住所を有する方 ・医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したことによりがんの治癒を目的とした治療を行わない方 ・サービス利用時に40歳未満の方 ②①のサービス利用料を支払った方
内容	補助対象と限度額 ① 訪問介護・訪問入浴介護4.5万円/月 ② 福祉用具レンタル2.7万円/月 ③ 福祉用具購入 4.5万円/人 ②、③ は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の給付を受けている場合は対象外 補助率 補助対象経費の9/10（限度額を超えた分は全額自己負担）
手続き	サービス利用→申請→利用料の9割が還付される
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/592_000045.html 
問い合わせ先	市保健衛生医療課 221-1549

(4) 情報を調べる

◆まるけあ <https://marucare.net/service-2103>

市の健康長寿に関するホームページです。自宅で受けるサービスや制度、介護保険サービスの使い方などをはじめ、市の健康長寿に関する様々な情報が掲載されています。



◆よくわかる在宅医療・介護

住み慣れた『自宅です』暮らししていくために必要な情報が1冊の冊子にまとまっています。人生会議*についても掲載されています。配布場所 市地域包括ケア推進本部 TEL 221-1576

※もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと、ACP（出典 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html）

(5) 自宅での緩和ケア

自宅でも痛みなどのケアなど緩和ケアが受けられます。つらさを我慢せず、かかりつけ医や薬剤師、訪問看護師などに相談しましょう。

看取り

住み慣れた自宅等で最期を迎える方が増えています。人生の最終段階の医療やケアについて、ご本人とご家族がともに納得できるように、かかりつけ医や訪問看護師などと相談しておきましょう。

(6) 自宅での療養が難しくなったとき

自宅での療養が難しくなったときには、療養病床がある病院・介護医療院や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など自宅以外の選択肢があります。自宅での療養が難しくなる場合に備えて、早めにご家族、かかりつけ医、がん相談支援センター、地域包括支援センターなどと相談しておきましょう。

5 外見の変化を補いたい

病気や治療により脱毛、皮膚や爪の変色など外見が変化することがあります。がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者さんが増えていることから、外見の変化を補い、外見の変化に起因するがん患者さんの苦痛を軽減するケア「アピアランスケア」の必要性が増えています。必要に応じて相談先や支援を利用しましょう。



(1) 相談する

◆がん相談支援センター (P 2)

(2) 支援を受ける 支援制度一覧はP37-42をご覧ください。

市では、がん患者さんの身体的・精神的な負担や社会生活上の不安を和らげるため、治療による脱毛や乳房切除に伴い必要となったウィッグや乳房補整具の購入費の一部を助成しています。

◆がん患者補整具購入費助成

がんの治療による脱毛や乳房切除に伴い必要となったウィッグや乳房補整具の購入費用の一部が助成されます。

対象者	次のすべてを満たす方 ・市内に住所を有する方 ・がんと診断され、かつ、その治療を受ける方 ・がん治療に起因する脱毛や乳房切除に伴いウィッグや乳房補整具が必要となった方又は必要になると想定される方 ・過去に同じ対象品で助成を受けていない方
内容	助成額 購入費の1/2 (千円未満切捨て、限度額を超えた分は全額自己負担) ①ウィッグ▶ 3万円 ②乳房補整具 (補整下着▶ 3万円又は人工乳房▶10万円)
	助成回数 ①、②それぞれ1回限り
手続き	補整具の購入→市へ申請→助成金が還付される
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/592_000039.html
問い合わせ先	市保健衛生医療課 221-1549



6 快適な生活を送りたい

治療中でも、食事、排泄、睡眠を含む今までの生活すべてを諦める必要はありません。今までと全く同じというわけにはいかないこともありますが、困ったことについて、ひとりで抱えず相談しましょう。



(1) 相談する

担当医、がん相談支援センター (P 2)、ご家族など

① 食事

病気や治療により、食欲が低下したり、味覚に変化が起きたり (味がわかりにくくなる、苦みを感じやすいなど)、吐き気や嘔吐が出る場合があります。対応方法について相談してみましょう。また、症状に合わせた対応やレシピなどがインターネット上に数多く掲載されています。

◆がん情報サービス **がんと食事**

<https://ganjoho.jp/public/support/dietarylfe/index.html>

(出典 国立がん研究センターがん情報サービス)



患者さんの手記

ホルモン療法開始からちょうど1カ月、水を始め、何もかもが苦く感じられ、味覚障害だとわかりました。同じ時、良性発作性頭位めまいも起き、私の闘病の中で一番辛い時期でした。

もうろうとする中、あっさりした食べ物を試行錯誤の結果、食事は果汁100%のオレンジジュースとおかゆに落ちつき、しのぎました。

医師に話し、ホルモン療法の薬を替えて1カ月、味覚が戻っていきました。

② 排泄

病気や治療により下痢や便秘、頻尿などになることがあります。無理のない範囲での運動や規則正しい生活、マッサージ、お薬を使うなどの対応方法がありますので、ひとりで抱え込まずに相談してみましょう。また、人工肛門・膀胱保有的の方のお悩みには、皮膚・排泄ケア認定看護師などが相談に応じます。

③ 睡眠

眠りが浅くなったり、寝付けなくなったりすることがあります。原因は身体的、精神的、生活環境など様々なことがありますので、ひとりで抱え込まずに相談しましょう。無理のない範囲での運動や規則正しい生活、睡眠環境を整える、お薬の使用など原因に応じた対応方法があります。

IV 小児～若年(AYA)世代のがんについて

1 小児～若年(AYA)世代のがんへの対応方法を知りたい


小児～若年世代の方は、病気についての悩みに加え、学校、仕事、子育て、きょうだい、治療後の長い人生における晩期合併症など悩みは多岐にわたります。また、患者ご本人や親も若く、精神的・金銭的負担が大きい場合もあります。まずは次の相談先などに悩みを打ち明けてみてください。



(1) 相談する

市内には、地域全体の小児～若年世代のがん医療及び支援の質の向上に資することや長期フォローアップ体制の整備などを担う、厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院があります。ひとりで抱えず早めに相談しましょう。同病院の相談室では、病院にかかっても相談できます。治療だけでなく、①～⑤などの相談もできます。

◆小児がん拠点病院の小児がん相談室

医療機関	対面・電話	インターネット	住所・連絡先
静岡県立 こども病院 小児がん相談室	受付時間 平日 9:00～16:30	24時間 入力可能 	葵区漆山860 247-6278 (直通)

① 学校

入院、治療中は「学校に戻れるのか」「進路はどうなるのか」といった不安を感じることがあります。復学や通学、進学をあきらめる必要はありません。学校との復学面談を設けてもらえたり、入院中オンラインでの授業受講や試験受験などの配慮が受けられたりすることがあります。ひとりで悩まずに周りの人たちの助けを借りましょう。

② 仕事

就職については、ハローワーク静岡 (P15(1)③) にも相談してみましょう。仕事と治療の両立については、P15、16を参考にしてください。

③ 子育て

お子さんへの病気の伝え方などを含めP17、18を参考にしてください。

④ きょうだいへの支援

患者さんのきょうだいが不安定になることもあるため、対応について早めに相談しましょう。

⑤ 晩期合併症

治療後しばらく経ってから、治療に伴う合併症が出ることもあります。体調や精神面での不調があったら、早めに相談するようにしましょう。また、晩期合併症に備えて治療終了時には、使用した薬や照射放射線量などの治療歴を記録したフォローアップ手帳をもらっておき、適切なフォローアップを継続して受けるようにしましょう。

(2) 支援を受ける 支援制度一覧はP37-42をご覧ください。

① 妊よう性の温存

治療により、妊よう性(精子や卵子、精巣、卵巣などの生殖機能)に影響が出る場合があります。

治療の前に精子や卵子などを凍結保存することで、妊よう性を温存する方法があります。妊よう性の温存にあたっては、がん治療の遅れが許容できるかなど、担当医などとよく相談する必要があります。

妊よう性温存の治療費は公的な医療保険は適用されないため全額自己負担ですが、一部を助成する制度があります。

◆妊^お孕性温存研究促進事業及び若年がん患者等生殖機能温存治療費補助
43歳未満で要件を満たす方の精子や卵子凍結費の一部が補助されます。

補助上限額 (対象治療)	40万円(受精卵凍結、未授精卵子凍結又は卵巣組織凍結) 35万円(精巣内精子採取凍結) 2.5万円(精子凍結)
補助率	補助対象経費の10/10 (補助上限額を超えた分は全額自己負担)
回数	2回まで (卵巣組織凍結は組織採取時に1回、再移植時に1回)
問い合わせ先	市保健衛生医療課 221-1549

② 医療費の助成

◆子ども医療費助成 (P9) ◆母子家庭等医療費助成 (P10)

◆小児慢性特定疾病医療費助成 (P12)

③ 予防接種の再接種

◆特別の理由による任意予防接種費補助金

治療などにより、定期予防接種で接種した予防接種の効果が期待できないと医師に判断された20歳未満の方の、一定の要件を満たす場合の再接種費用が助成されます(要事前申請)。

問い合わせ先 市保健所 保健予防課249-3173

(3) 情報を調べる

◆がん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

(出典 国立がん研究センターがん情報サービス)

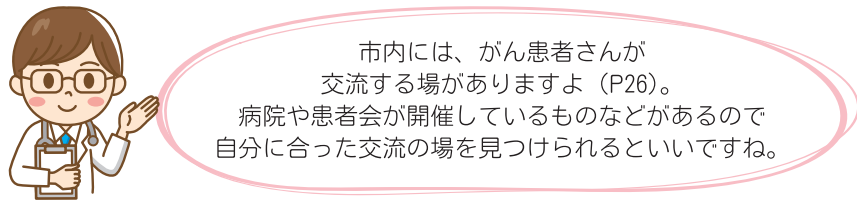
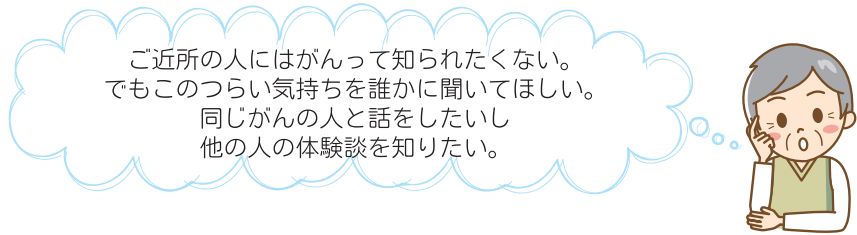
ライフステージ別の情報の中に、「小児がんの人へ」「AYA世代の人へ」があります。小児及びAYA世代それぞれに関する情報が掲載されています。



V 同じ経験を持つ方同士の支え合いについて

1 同じ経験を持つ方やご家族と話したい

同じ経験や悩みをもつ方の話を聞いたり、相談したりすることで、気持ちが軽くなったり、療養生活上の工夫を知ることができたりします。共通する経験を持つ人が集まり、自主的に運営する「患者会」や交流の場である「患者サロン」などがあります。



(1) 相談する

◆がん相談支援センター (P2)

(2) 交流の場 (患者サロン)

患者さんやそのご家族など、同じ経験や悩みを持つ方同士が気軽に語りあう交流の場があります。がん相談支援センターや患者会が主催しているものや両者が協力して実施しているものなど形態は様々です。

ピアサポート

患者さんやそのご家族など同じ経験や悩みをもつ方同士が、ピア (仲間) としてサポートし合うことを「ピアサポート」と呼びます。患者さんやご家族などで、経験を活かして同じ境遇にある方を支援する方を「ピアサポーター」といい、静岡県対がん協会では、ピアサポーター養成研修を通じてピアサポーターを育成したり、病院や各機関に派遣したりしています。

専門職

+

がん経験者

① がん相談支援センター主催

がん相談支援センターが単独で実施したり、県対がん協会や患者会と協力して実施したりと様々です。

(掲載内容は令和4年1月1日時点のものであり、変更される可能性があります。対象者を通院者限定としている場合もあります。ご利用の前に各がん相談支援センターにご確認ください)

医療機関	患者サロン	連絡先
静岡県立総合病院 (がん相談支援センター)	「すまいる」毎月第2水曜日 「メディカルカフェ」年3回程度 (申込制)	葵区北安東4-27-1 247-6111 (代表)
静岡市立静岡病院 (がん相談支援センター)	「葵」原則 毎月第4火曜日	葵区追手町10-93 253-3125 (代表)
静岡県立子ども病院 (小児がん相談室)	「ほほえみの会」毎月第2日曜日 (現在はZoom開催) 「Ohana」年1回	葵区漆山860 247-6278 (直通)
静岡赤十字病院 (がん相談支援センター)	現在中止中	葵区追手町8-2 254-4311 (代表)
静岡済生会総合病院 (地域医療センター)	現在中止中	駿河区小鹿1-1-1 280-5038 (直通)

がん経験者

② 患者会*主催

がん経験者などが運営する会が実施しています。

患者会*	対象者	患者サロン	連絡先
あけぼの静岡	乳がん患者と家族	ホームページ (P2) をご覧ください	248-1690
ほほえみの会	小児がん患者の家族	毎月第2日曜日	247-9560
Talk space	全がん患者と家族	毎月第2土曜日、第4金曜日	090-2130-5958

※ 静岡市がん対策推進協議会委員経験者が代表を務める会

がん経験者

③ インターネット

インターネットにもがん患者さん向けの交流の場があります。日時に関係なく、自分を見られずに気軽に相談できたり、他の方の体験談を見たりすることができます。利用する場合には、特定の治療や商品を勧める怪しい投稿やメッセージなどに注意しましょう。

1 がんについてもっと知りたい方へ（参考ウェブサイト・冊子など）

(1) 全般的なことを調べたいとき

◆がん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

（出典 国立がん研究センターがん情報サービス）



国立がん研究センターが運営する公式サイトです。部位別のがんの解説や治療、生活、制度など、「確かな」「わかりやすい」「役に立つ」がんの情報が閲覧できます。また、次のようながんに関する様々な冊子・資料が入手できます。

- がんと診断されたあなたに知ってほしいこと
（出典 国立がん研究センターがん情報サービス）
がんと診断されて間もない方向けの情報が掲載されています。
- 各がんの冊子、でんし冊子
（出典 国立がん研究センターがん情報サービス）
がんの部位別で、基礎知識、検査、治療、療養などの情報が1冊にまとまっています。
A5判の冊子と、A4判の冊子（大きい文字、病状や治療方針などの書き込み欄つき）があります。

◆静岡県立静岡がんセンター 患者支援・相談

<https://www.scchr.jp/supportconsultation.html>

（出典 静岡県立静岡がんセンター）



「診療上の悩み」「心の苦悩」など、がん治療に伴う患者さんとご家族の様々な悩みについての助言やがん体験者の声Q&Aなどが閲覧できます。

(2) 医療機関を調べたいとき

◆医療ネットしずおか

<https://www.qq.pref.shizuoka.jp/qq22/qqport/kenmintop/>

（出典 静岡県）



病院・診療所・薬局などに関する情報について、所在地や診療科目、セカンドオピニオンへの対応状況などの条件を付けて検索することができます。集学的治療を担う病院やターミナルケアを担う病院一覧なども見ることができます（リンク先「静岡県保健医療計画」）。

◆静岡県あなたの街のがんマップ

<https://www.scchr.jp/ganmap/>

（出典 静岡県立静岡がんセンター）



静岡県内の医療機関、薬局、訪問看護ステーションなど、患者さんの医療やケアにかかわる施設情報（約7,000カ所）、市町による医療・福祉・生活支援サービス情報が掲載されています。

◆院内がん登録 全国集計 結果閲覧システム

<https://jhcr-cs.ganjoho.jp/hbcrtables/>

（出典 国立がん研究センター がん情報サービス
がん登録・統計）



- ・がん診療病院から収集した院内がん登録情報について施設別、都道府県別に閲覧できます。
- ・病院間の優劣と誤認するような利用の仕方は控えてください。
- ・表示される医療機関は、院内がん登録全国集計に院内がん登録情報を提出した機関のみです。

電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。



2 公的病院等

(1) がんの「集学的治療」を担う病院

類型※ 病院名	セカンド オピニオン (P5)	緩和ケア (P6)	連絡先
① ◎■ 静岡県立 静岡がんセンター	○	○	駿東郡長泉町下長窪 1007番地 055-989-5222 (代表)
② ★□ 静岡県立総合病院	○	○	葵区北安東4-27-1 247-6111 (代表)
③ ☆ 静岡市立静岡病院	○	○	葵区追手町10-93 253-3125 (代表)
④ ◇□ 静岡県立こども病院	○	○	葵区漆山860 247-6251 (代表)
⑤ ● 静岡赤十字病院	○	○	葵区追手町8-2 254-4311 (代表)
⑥ ● 静岡済生会総合病院	○	○	駿河区小鹿1-1-1 285-6171 (代表)
⑦ 静岡市立清水病院	○	○	清水区宮加三1231 336-1111 (代表)

「静岡県保健医療計画」(静岡県)をもとに作成

(2) その他の病院

⑧ JA静岡厚生連 静岡厚生病院	○	○	葵区北番町23番地 271-7177 (代表)
⑨ 医療法人徳洲会 静岡徳洲会病院	○	○	駿河区下川原南11-1 256-8008 (代表)
⑩ JA静岡厚生連 清水厚生病院	○	○	清水区庵原町578-1 366-3333 (代表)
⑪ JCHO 桜ヶ丘病院	—	○	清水区桜が丘町13-23 353-5311 (代表)
⑫ 共立蒲原総合病院	○	○	富士市中之郷2500番地 の1 0545-81-2211 (代表)

※類型

専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う病院として、厚生労働大臣が指定した病院やそれとほぼ同等の機能を有するとして県が独自に指定した病院があります。

類型	概要
◎ 国指定 都道府県がん診療 連携拠点病院	専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、患者や住民への相談支援及び情報提供において各都道府県で中心的役割を果たす、厚生労働大臣が指定した病院。
■ 国指定 がんゲノム医療中核 拠点病院	がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定した病院。
★ 国指定 地域がん診療連携拠 点病院 (高度型)	各地域で診療実績が最も優れている、高度な放射線治療が可能などの条件を満たし、診療機能が高いと判断され、厚生労働大臣が指定した病院。
□ 国指定 がんゲノム 医療連携病院	遺伝子パネル検査による医療などをがんゲノム医療中核拠点病院(県内では静岡県立がんセンター)と連携して行う病院。
☆ 国指定 地域がん診療連携拠 点病院	専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、患者や住民への相談支援及び情報提供において各地域で中心的役割を果たす、厚生労働大臣が指定した病院。
◇ 国指定 小児がん拠点病院	地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として厚生労働大臣が指定した病院。
● 県指定 静岡県 地域がん診療連携 推進病院	静岡県が独自に指定している、地域がん診療連携拠点病院とほぼ同等の機能を有する病院。

電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。

3 相談先一覧 1/3



(1) 病院のがん相談支援センター

名称	住所	電話番号
静岡県立総合病院 (がん相談支援センター)	葵区北安東4-27-1	247-6111 (代表)
静岡市立静岡病院 (がん相談支援センター)	葵区追手町10-93	253-3125 (代表)
静岡県立こども病院 (小児がん相談室)	葵区漆山860	247-6278 (直通)
静岡赤十字病院 (がん相談支援センター)	葵区追手町8-2	254-4311 (代表)
静岡済生会総合病院 (地域医療センター)	駿河区小鹿1-1-1	280-5038 (直通)

(2) 患者会

名称	対象者	電話番号
あけぼの静岡	乳がん患者と家族	248-1690
ほほえみの会	小児がん患者の家族	247-9560
Talk space	全がん患者と家族	090-2130-5958

(3) 市役所

名称	相談できる主な内容	住所	電話番号
保健衛生医療課	<ul style="list-style-type: none"> がん患者補整具購入費助成 若年がん患者等在宅療養支援事業補助 若年がん患者等生殖機能温存治療費補助 	葵区追手町5-1 静岡庁舎	221-1549
保健所 保健予防課	小児慢性特定疾病医療費助成 特別の理由による任意予防接種費補助金	葵区城東町24-1 城東保健福祉工 リア 保健所棟 2階	249-3170 249-3173

名称	相談できる 主な内容	住所 ※右の電話 番号の記載がある 区で対応可能です	電話番号
各区福祉事務所 子育て支援課 (給付係)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成 母子家庭等医療費助成 	葵区 駿河区 清水区 蒲原出張所	葵区 221-1093 駿河区 287-8674 清水区 354-2120 蒲原出張所 385-7790
各区福祉事務所 子育て支援課 (家庭児童相談係)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て短期支援事業 子育てヘルパー派遣事業 	葵区 葵区追手町5-1 静岡庁舎 駿河区 駿河区南八幡町 10-40	葵区 221-1096 駿河区 287-8675 清水区 354-2429
各区福祉事務所 障害者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者医療費助成 身体障害者手帳 	駿河区役所 清水区 清水区旭町6-8 清水庁舎	葵区 221-1099 駿河区 287-8690 清水区 354-2106 蒲原出張所 385-7790
各区福祉事務所 生活支援課	生活保護	井川支所 葵区井川656-2 井川合同庁舎	葵区 221-1084 駿河区 287-8617 清水区 354-2103
各区保険年金課	国民健康保険	蒲原出張所 清水区蒲原新田 一丁目21番1号	葵区 221-1070 駿河区 287-8621 清水区 354-2141
各区福祉事務所 高齢介護課	介護保険	井川支所	葵区 221-1180 260-2211 駿河区 287-8679 清水区 354-2110 蒲原出張所 385-7790
商業労政課	労働相談	清水区旭町6-8 清水庁舎	354-2430

電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。



3 相談先一覧 2/3

(4) 地域包括支援センター(まるけあ) ※高齢者の相談窓口

名称	主な対象区域	住所	電話番号
城西	駒形、新通、田町	葵区駒形通四丁目11-15	204-3335
安西番町	安西、番町	葵区安西三丁目20	204-2626
城東	葵、安東	葵区安東二丁目13-1	295-9993
井川	井川※窓口機能のみ	葵区井川1133-2 (静岡市井川高齢者生活福祉センター内)	260-2227
伝馬町横内	伝馬町、横内	葵区音羽町7-18 KGMビル103号室	207-8111
城北	麻機、竜南、城北	葵区竜南二丁目1-38	292-6450
千代田	千代田、千代田東	葵区沓谷六丁目20-1 ル・シエル101	207-8602
長尾川	北沼上、西奈、西奈南	葵区瀬名一丁目16-8 ロジュマン21 1-A号室	265-9511
美和	足久保、美和、安倍口	葵区与左衛門新田74-6 (楽寿の園内)	296-1100
賤機	井宮、井宮北、賤機南	葵区昭府二丁目7-17	251-7772
安倍	梅ヶ島、大河内、玉川、松野、賤機北、賤機中	葵区俵沢38-1	294-8400
服織	服織、服織西、南藁科	葵区羽鳥六丁目4-3 スニップビル1階	659-8585
藁科	中藁科、清沢、大川	葵区富沢1542-46 (ラポーレ駿河内)	270-1804
小鹿豊田	東源台、東豊田、西豊田	駿河区小鹿一丁目1-24 (小鹿苑内)	284-0284
八幡山	森下、富士見	駿河区有東二丁目12-10	202-6677

名称	主な対象区域	住所	電話番号
大谷久能	大谷、久能	駿河区大谷二丁目24-25 (シーサイド大谷内)	236-0778
大里中島	大里西、中島	駿河区中野新田349-1 (エン・フレンテ内)	280-4970
大里高松	中田、大里東、宮竹、南部、富士見の一部	駿河区登呂五丁目9-22	203-3385
長田	長田東、長田南、川原	駿河区みずほ二丁目12-7	268-5080
丸子	長田北、長田西	駿河区丸子二丁目4-16	270-8720
港北	辻、江尻、袖師	清水区本郷町5-8 セブンスターマンション1階	371-0296
興津川	興津、小島	清水区承元寺町1341 (白扇閣内)	369-3482
両河内	両河内	清水区和田島688	343-1515
港南	入江、浜田、清水	清水区渋川三丁目8-27 ヴェラエスポワール101	625-6663
岡船越	岡、船越	清水区船越一丁目1-1	376-6651
高部	高部	清水区柏尾387-2 (柏尾の里内)	347-5271
飯田庵原	飯田、庵原	清水区石川本町5-7	364-6631
松原	不二見、駒越、折戸、三保	清水区宮加三19-1 エルヴァスB	337-0500
有度	有度	清水区長崎新田296-5	344-7721
蒲原由比	蒲原、由比※窓口機能のみ	清水区蒲原721-4 (白銀すこやかセンター内) 清水区由比北田450	385-5595 376-0417

電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。

3 相談先一覧 3/3

(5) 公的医療保険機関



加入している公的医療保険にお問い合わせください。

組合管掌健康保険・共済組合ではない方は下記をご覧ください。

名称	対象者	住所	電話番号
全国健康保険協会 静岡支部 (協会けんぽ)	会社員とその扶養家族(健康保険組合加入者を除く)	葵区呉服町1-1-2	275-6601
		静岡呉服町スクエア13階	275-6603
全国健康保険協会 船員保険部 (船員保険)	船員とその家族	東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階	03-6862-3060 0570-300-800
市各区保険年金課 (再掲) (国民健康保険)	農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険などを脱退した方	葵区追手町5-1	葵 区221-1070
		駿河区南八幡町10-40	駿河区287-8621
		清水区旭町6-8	清水区354-2141
静岡県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療制度)	75歳以上の方 65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方	葵区黒金町59-7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	270-5520 (代表)

(6) その他機関

名称	相談できる主な内容	住所	電話番号
静岡市社会福祉協議会 各区地域福祉推進センター	生活福祉資金貸付	葵区城東町24番1号 静岡市地域福祉交流プラザ内	葵 区249-3210
		駿河区南八幡町3番1号 静岡市南部図書館2階 静岡市地域福祉共生センターみなくる内	駿河区286-9550
		清水区宮代町1番1号 静岡市清水社会福祉会館はーとぴあ清水内	清水区371-0305

名称	相談できる主な内容	住所	電話番号
静岡年金事務所	障害年金	駿河区中田2-7-5	203-3707
清水年金事務所		清水区巴町4-1	353-2233
静岡産業保健総合支援センター	仕事と治療の両立について	葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階	205-0111
ハローワーク静岡	就職・雇用保険給付	駿河区西島235-1	238-8609
静岡労働局	労働相談	葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	252-1212
	人材確保等支援助成金		271-9970
独立行政法人労働者健康安全機構	治療と仕事の両立支援助成金	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 事務管理棟	0570-783046
静岡市ファミリー・サポート・センター	子どもを預ける	葵区呉服町二丁目1-1 札の辻ビル4階	静岡254-2283
		清水区島崎町223 清水テルサ1階	清水355-3333
中央子育て支援センター	子どもを預ける	葵区呉服町二丁目1-1 札の辻ビル3階	静岡254-2287
		清水区島崎町223 清水テルサ1階	清水355-3311
税務署	医療費控除	葵区追手町10番88号	静岡252-8111
		清水区江尻東一丁目5番1号	清水366-4161
公益財団法人日本骨髄バンク	骨髄バンクにドナー登録	東京都千代田区神田錦町3-19 廣瀬第2ビル7階	03-5280-1789

4 支える制度一覧 1/3

電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。
各制度の利用には要件があります。要件をご確認ください。
受診や利用前に申請が必要な制度もあります。
各問い合わせ先にご確認ください。

	制度名（詳細ページ）	概要	問い合わせ先 電話番号	年齢別（歳）				
				0 ～ 17	18 ～ 39	40 ～ 64	65 ～	
Ⅲ 1 医療費や 生活費が 心配	高額療養費制度 (P7、8)	医療保険による1か なったとき、一定額	月の医療費の自己負担が高額に まで自己負担額が下がります。	加入している公的 医療保険	↔			
	限度額適用認定証	治療前に認定証を医 機関窓口の支払額が、	療機関に提示することで、医療 一定額に抑えられます。		↔			
	高額療養費貸付制度	高額療養費が支給さ ます。	れるまでの間、貸付を受けられ		↔			
	高額医療・高額介護合 算療養費制度	1年間の医療保険、 額になったときに自	介護保険の自己負担額合計が高 己負担額が下がります。		↔			
	医療費控除	1年間に一定以上の 告をすることで税金	医療費を負担したとき、確定申 が軽減されます。	税務署 静 岡 252-8111 清 水 366-4161	↔			
	子ども医療費助成 (P9)	子どもが入院・通院 部が助成されます	したときの保険診療医療費の一 (0歳から18歳までの子ども)。	市各区福祉事務所 子育て支援課 葵 区 221-1093	↔			
	母子家庭等医療費助成 (P10)	ひとり親家庭などで 庭の保険診療による	20歳までの子を養育している家 医療費の自己負担が助成されます。	駿河区 287-8674 清水区 354-2120	↔			
	重度心身障害者医療費 助成 (P11)	一定の要件を満たす 費とその薬代などが	障害のある方の医療保険の医療 助成されます。	市各区福祉事務所 障害者支援課 葵 区 221-1099 駿河区 287-8690 清水区 354-2106 蒲原出張所 385-7790	↔			
	小児慢性特定疾病医療 費助成 (P12)	指定された慢性疾病 療費の一部が助成さ	の状態が基準を満たす場合に医 れます。	市保健所 保健予 防課 249-3170	↔			

4 支える制度一覧 2/3

電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。
各制度の利用には要件があります。要件をご確認ください。
受診や利用前に申請が必要な制度もあります。
各問い合わせ先にご確認ください。

	制度名（詳細ページ）	概要	問い合わせ先 電話番号	年齢別（歳）					
				0 ～ 17	18 ～ 39	40 ～ 64	65 ～		
Ⅲ 1 医療費や 生活費が 心配	生活費を支援 してほしい	傷病手当金（P13）	全国健康保険協会、 会社を休んだ日が連 も休んだとき、給与 病手当よりも少ない	健康保険組合などの被保険者が 続して3日間あり、4日目以降 の支払いがない又は支払額が傷 病手当よりも少ない	加入している公的 医療保険	↔			
		生活福祉資金貸付制度 （P13）	低所得、障害者、高 を送る上で一時的に 貸付を受けられます。 （貸付の実施主体は	齢者世帯などが、日常生活 必要であると見込まれる費用の （県社会福祉協議会）	市社会福祉協議会 葵 区 249-3210 駿河区 286-9550 清水区 371-0305				
		生活保護制度（P13）	生活に困っている方 できない時、最低限 力で生活できるよう	が、精一杯の努力をしても生活 度の生活を保障し、自分自身の 援助します。	市各区福祉事務所 生活支援課 葵 区 221-1084 駿河区 287-8617 清水区 354-2103	↔			
	病気により 身体の状態 が変化した とき	障害年金（P14） （基礎）障害基礎年金 （厚生）障害厚生年金	保険料納付要件を満 たときに受け取れま （永久人工肛門、尿 摘出、在宅酸素療法、 重減少などの全身衰	たす方が一定の障害状態になっ ず（非課税）。 路変更術、新膀胱造設、喉頭全 治療の副作用による倦怠感・体 弱など）	（基礎）市各区保険 年金課 葵 区 221-1065 駿河区 287-8624 清水区 354-2134 （厚生）年金事務所 静 岡 203-3707 清 水 353-2233	↔ 申請可能年齢			
		身体障害者手帳（P14）	身体に障害のある方 で、日常生活用具の 引など各種サービス	がこの手帳の交付を受けること 給付の助成や交通機関の運賃割 を受けやすくなります。	市各区福祉事務所 障害者支援課 葵 区 221-1099 駿河区 287-8690 清水区 354-2106	↔			
Ⅲ 2 仕事と治療を 両立したい	患者さん向け 傷病手当金（P13） （再掲）	全国健康保険協会、 会社を休んだ日が連 も休んだとき、給与 病手当よりも少ない	健康保険組合などの被保険者が 続して3日間あり、4日目以降 の支払いがない又は支払額が傷 病手当よりも少ない	加入している公的 医療保険	↔				

4 支える制度一覧 3/3

電話番号の市外局番の掲載がないものは「054」です。
各制度の利用には要件があります。要件をご確認ください。
受診や利用前に申請が必要な制度もあります。
各問い合わせ先にご確認ください。

		制度名（詳細ページ）	概要	問い合わせ先 電話番号	年齢別（歳）			
					0 ～ 17	18 ～ 39	40 ～ 64	65 ～
Ⅲ 3 子育てと治療を両立したい	子どもにかかる諸費用を支援してほしい	就学援助制度（P18）	経済的な理由でお困りの方へ、お子さんが小・中学校に通学するにあたり、学用品費、給食費などの一部が援助されます。	各小・中学校	←→			
Ⅲ 4 自宅で療養したい	40歳以上	介護保険（P19）	65歳以上又は40～64歳が、介護の必要な程度で介護サービス（訪問介護、福祉用具のレンタル・購入など）を受	市各区福祉事務所 高齢介護課 葵区 221-1180 井川支所 260-2211 駿河区 287-8679 清水区 354-2110 蒲原出張所 385-7790	←→			
		がん末期在宅介護支援	市民税非課税の方が、後に該当になった場	市介護保険課 221-1374	←→			
	40歳未満	若年がん患者等在宅療養支援事業補助（P20）	40歳未満で要件を満たす方の、訪問介護や福祉用具などの費用の一部が助成されます。	市保健衛生医療課 221-1549	←→			
Ⅲ 5 外見の変化を補いたい		がん患者補整具購入費助成（P21）	がんの治療による脱たウィッグや乳房補	市保健衛生医療課 221-1549	←→			
Ⅳ 1 小児～若年世代のがんへの対応方法を知りたい	妊よう性の温存	若年がん患者等生殖機能温存治療費補助（P24）	43歳未満で要件を満たす方が補助されます。	市保健衛生医療課 221-1549	←→			
	予防接種の再接種	特別の理由による任意予防接種費補助金（P24）	治療などにより、定の効果が期待できない方の、一定の要件成されます（要事前	市保健所 保健予防課 249-3173	←→			
その他	ドナー登録について	骨髄バンク	白血病をはじめとする血液疾患のため「骨髄移植」と、それを提供するドナーを	公益財団法人 日本骨髄バンク 03-5280-1789	←→ ドナー登録できる年齢（18歳～54歳以下）			

